

2009年2月19日

日 本 銀 行

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」の  
一部改正について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、国債および資金決済の円滑確保にも資するとの観点から、「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成16年4月9日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 中尾根 (03-3277-3768)

藤 原 (03-3277-2813)

金 融 市 場 局 千 田 (03-3277-1244)

福 田 (03-3277-1272)

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中  
一部改正

○ 8. (2) を横線のとおり改める。

(2) 時価売却価格比率

時価売却価格比率は、売却国債の種類および残存期間に応じ、次の別表に定めるとおりとする。

<del>イ. 残存期間1年以内のもの</del>	<del>0.999</del>
<del>ロ. 残存期間1年超5年以内のもの</del>	<del>0.993</del>
<del>ハ. 残存期間5年超10年以内のもの</del>	<del>0.984</del>
<del>ニ. 残存期間10年超20年以内のもの</del>	<del>0.977</del>
<del>ホ. 残存期間20年超のもの</del>	<del>0.969</del>

○ (附則) の次に次の別表を加える。

別表

時価売却価格比率

1. 利付国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）および国庫短期証券

(1) 残存期間1年以内のもの	0.999
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.993
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.984

(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.977
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	0.969
(6) 残存期間30年超のもの	0.954

## 2. 変動利付国債

(1) 残存期間1年以内のもの	0.999
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.993
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.979
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.979

## 3. 物価連動国債

(1) 残存期間1年以内のもの	0.988
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.982
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.976
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.965
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	0.954
(6) 残存期間30年超のもの	0.948

(附則) この一部改正は、平成21年2月20日より実施する。